19年以上	307,500
20年以上	310,400
21年以上	317,500
22年以上	321,300
23年以上	323,700
24年以上	325,300
25年以上	326,600
26年以上	328,400
27年以上	329,500
28年以上	330,600
29年以上	332,300
30年以上	333,700
31年以上	336,600
32年以上	339,400
33年以上	342,200
34年以上	344,200
35年以上	345,800
36年以上	347,400
37年以上	349,100
20年未満	
21年未満	
22年未満	
23年未満	
24年未満	
25年未満	
26年未満	
27年未満	
28年未満	
29年未満	
30年未満	
31年未満	
32年未満	
33年未満	
34年未満	
35年未満	
36年未満	
37年未満	

附　則

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

○文部科学省令第十四号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百二十四条、第百二十八条及び第百四十二条の規定に基づき、学校教育法施行規則及び専修学校設置基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

文部科学大臣　平野　博文

学校教育法施行規則及び専修学校設置基準の一部を改正する省令

（学校教育法施行規則の一部改正）

第一条　学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「並びに第三項」を「、第三項並びに第百八十七条第二項第一号及び第二号」に改める。

第百八十三条の次に次の二条を加える。

第百八十三条の二　専修学校設置基準第三条第一項の規定により置かれる専修学校の学科のうち、同令第四条第一項に規定する昼間学科及び夜間等学科においては、学年による教育課程の区分を設け、各学年ごとに、当該学年における生徒の平素の成績を評価して、当該学年の課程の修了の認定を行うものとする。

2　前項の規定にかかわらず、同項に規定する学科においては、教育上有益と認めるときは、学年による教育課程の区分を設けないことができる。

第百八十三条の三　前条第一項に規定する学科において、全課程の修了を認めるに当たつては、専修学校設置基準第十七条（前条第二項の規定により学年による教育課程の区分を設けない学科にあつては同令第二十七条、同令第五条第一項に規定する通信制の学科にあつては同令第二十七条）に規定する要件を満たす者について行わなければならない。

第百八十六条第一項第二号に次のただし書を加える。

ただし、第百八十三条の二第二項の規定により学年による教育課程の区分を設けない学科及び専修学校設置基準第五条第一項に規定する通信制の学科にあつては、課程の修了に必要な総単位数が別に定める単位数以上であること。

第百八十七条中「第四条」を「第四条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2　専修学校設置基準第五条第一項に規定する通信制の学科を置く専修学校については、前項で準用する第三条の学則中に、前項で準用する第四条第一項各号に掲げる事項のほか、次の事項を記載しなければならない。

一　通信教育を行う区域に関する事項

二　面接による指導の実施に係る体制に関する事項

第百八十九条中「、第五十七条」を削る。

（専修学校設置基準の一部改正）

第二条　専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章　教育課程等（第八条―第十六条）」を「第三章　教育課程等（第八条―第十五条）
第一節　通則
第二節　昼間学科及び夜間等学科の教育
第三節　単位制による昼間学科及び夜間
第四節　通信制の学科の教育課程等（第」に、「第十七条―第二十条」を「第三十九条―四十二十九条―第三十八条）」を「第十六条―第十九条）
等学科の教育課程等（第二十条―第二十八条）」
三条」に、「第二十一条―第二十八条」を「第四十四条―五十二条」に改める。

第二条第一項中「組織」の下に「（以下「基本組織」という。）」を加え、同条第二項中「前項の組織」を「基本組織」に改める。

第三条第一項中「前条第一項の組織には、」を「基本組織には、専攻により」に改める。

第四条中「第二条第一項の組織には、」を「基本組織には、昼間において授業を行う学科（以下「昼間学科」という。）又は」に、「夜間学科等」を「夜間等学科」に改める。

第五条を次のように改める。

（通信制の学科の設置）

第五条　昼間学科又は夜間等学科を置く基本組織には、通信による教育を行う学科（当該基本組織に置かれる昼間学科又は夜間等学科と専攻分野を同じくするものに限る。以下「通信制の学科」という。）を置くことができる。

2　通信制の学科は、通信による教育によつて十分な教育効果が得られる専攻分野について置くことができる。

第三章中第八条の前に次の節名を付する。

第一節　通則

第二十八条を第五十二条とし、第二十五条から第二十七条までを二十四条ずつ繰り下げる。

第二十四条の見出しを「（昼間学科又は夜間等学科のみを置く専修学校の校舎の面積）」に改め、同条中「専修学校の」を「昼間学科又は夜間等学科のみを置く専修学校の」に改め、「定める」の下に「区分に応じ、当該各号に定める」を加え、同条第一号中「ものにあつては、別表第二イ」を「もの　別表第二イ」に、同条第二号中「ものにあつては、次の」を「もの　次の」に改め、同条を第四十七条とし、同条の次に次の一条を加える。